

宮津市雇用対策協定

宮津市（以下「市」という。）及び厚生労働省京都労働局（以下「労働局」という。）は、宮津市域における雇用対策を連携して取り組むため、以下のとおり「宮津市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と労働局が緊密に連携し、雇用や労働環境等に係る地域課題について、一体的かつ総合的な雇用対策を取り組むことにより、市内事業所の労働環境の改善や人材確保、市民の雇用の安定等を図るとともに、「共に創る みんなが活躍する 豊かなまち“みやづ”」の実現を目指すことを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置）

第3条 市と労働局は、この協定に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

2 運営協議会等は、必要な都度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。

（要請等）

第4条 市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を行ふことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

令和3年12月17日

宮 津 市 長

城崎雅文

京 都 労 働 局 長

金刺義行